

国 水 下 流 第 3 5 号
令 和 5 年 3 月 2 9 日

各都道府県下水道主管部長 殿
各政令指定都市下水道主管局長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
流域管理官
(公印省略)

栄養塩類の能動的運転管理の効果的な実施に向けた
ガイドライン(案)の策定について

近年、瀬戸内海や有明海・八代海、伊勢湾等において、下水放流先の養殖業等に配慮し、関係機関からの要請に基づき、季節別に下水処理水中の栄養塩類濃度を上げることで、水域に不足する窒素やりんを供給する栄養塩類の能動的運転管理の取組が進められてきている。

また、令和3年6月の瀬戸内海環境保全特別措置法の改正により「栄養塩類管理制度」が創設されるなど、生物多様性の確保・水産資源の持続的な利用の観点から「きれいな」だけでなく「豊かな」水環境を求めるニーズが高まっている状況にある。

国土交通省では、栄養塩類の能動的運転管理のさらなる普及・促進や、より効果的・安定的な運転の実現に向けて、「栄養塩類の能動的運転管理の効果的な実施に向けたガイドライン(案)」を策定した。

本ガイドラインは、能動的運転管理を実施している自治体のこれまでの運転状況等の調査に基づき、導入に向けた関係機関との連携・調整方法をはじめ、栄養塩類の効果的な排出と安定的な運転方法の確立に向けた道筋を示したものである。

栄養塩類の能動的運転管理について、検討中・実施中の関係者においては、本ガイドラインを参考にされたい。

なお、本ガイドラインの運用に当たっては、適切な頻度で運転状況をフォローアップするとともに、新たな知見の蓄積等が見込まれる場合には、随時内容を拡充・見直し・改訂することとしている。

また、各都道府県におかれては、この旨を管内市町村(政令指定都市を除く。)にも周知いただくようお願いする。

○「栄養塩類の能動的運転管理の効果的な実施に向けたガイドライン(案)」

掲載ホームページ

https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000379.html

4 農振第 3001 号
国 水 下 事 第 33 号
環 循 適 発 第 2303232 号
令 和 5 年 3 月 30 日

各都道府県知事 殿

農林水産事務次官

国土交通事務次官
(公印省略)

環 境 事 務 次 官
(公印省略)

地方創生汚水処理施設整備推進交付金交付要綱の一部改正について

地方創生汚水処理施設整備推進交付金交付要綱(平成28年4月20日付け28農振第130号農林水産事務次官通知、国水下水事第3号国土交通事務次官通知、環廃対発第1604202号環境事務次官通知)を別添のとおり改正したので、通知します。

なお、貴都道府県内の市区町村及び関係機関に対して、この旨を周知いただきますようお願いいたします。

